

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月6日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

特高棟制御室空調設備緊急応急措置修理 一式

2 履行(納品)場所

港北区大倉山七丁目40番1号

3 契約日

令和2年8月12日

4 履行日又は履行期間

令和2年8月31日

5 契約金額

総額

¥1,398,672.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称

有限会社佐藤工業所

住所

横浜市港北区高田東四丁目11番21号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

制御室の計算機は健全な状態での運転を維持するために機器周辺温度30度未満の室内での運転が必要であり、計算機を適切な状態で運転するためには、空調設備による温度管理が不可欠となります。

本工事は、特高棟制御室の空調設備が故障し、室温の調整が不可能となったため、緊急に空調設備を修理するものです。

8 契約の相手方の選定理由

港北水再生センターと同区にある空調機業者4者に確認を行ったところ、最も早い工期で対応可能であったため有限会社佐藤工業所を選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部港北水再生センター